

飯島賢二の

## やさしく解決！ 難問道場

第33回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

**Q** 賃金の上昇気運が高まっているようですが、その背景と対応について教えてください。

A

帝国データバンクが公表した「2007年度の賃金動向に関する企業の意識調査」によると、2007年度に賃金改善が「ある」と答えた企業が44.0%に上るそうです。

これは、前年の調査時の33.4%に比べて10.6ポイントも高い結果となっています。同調査において注目されるのが、「賃金を改善する理由」で「労働力の定着・確保」をあげた企業が59.7%と最も多かったことでしょう。

厚生労働省の発表によると、1.06倍と14年振りに1倍台を回復した2006年の有効求人倍率は、2006年12月時点で1.08倍とさらに上昇気配です。また、完全失業率も4.1%まで低下しています。こうした状況下において、「企業が労働者の定着・確保を進めていくためには、賃金改善が必要」との見方が広がっているようです。

また、厚生労働省が残業時間を減らす取組みをしている中小企業に対し、合計100万円の助成金を交付する方針を固めたのも、トピックスといえるでしょう。来年4月から導入される予定で、今国会に提出される改正労働基準法案では、月80時間を超す残業には50%の割増賃金が義務付けられています。中小企業には3年間の猶予期

間（再検討期間）が設けられていますが、何としても、改正法施行前に中小企業の労働環境を改善しておく必要があります、そのための助成だとも言われています。

この助成金の対象となる企業は従業員100人以下の中小企業。法定労働時間を超えた労働を可能にする36協定の撤廃、それに伴う就業規則の変更が条件です。そのうえで「総残業時間の半減」や「ノー残業デーの設置」「有給休暇の完全取得」などの労働時間削減計画「働き方改革プラン（仮称）」を都道府県労働局に提出することで、まず助成金の半額の50万円を受け取ることができるのです。残りの半額50万円は、提出した労働時間削減計画を実行し、従業員の採用や設備投資などの努力が認められれば支払われることとなります。目標達成期間は1年間で、その間は労働局から残業短縮策などの助言や指導がなされるようです。

さて、皆さんの会社ではいかがでしょうか？ 100万円の助成金を利用するためだけの目的で残業を減らしたり、設備や人材などの環境を整える中小企業があるかは疑問ですが、既に計画中の労働環境改善計画があれば、検討してみるのも良いかもしれません。

**「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」**

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

**IKG 株式会社 飯島 綜研**

代表取締役社長 飯島 賢二  
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソンオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197  
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>